

飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この要綱は、飯綱町空き家・空き地バンク事業実施要綱（令和2年飯綱町告示第96号）第4条の規定により登録された物件（以下「空き家」という。）の所有者等で、家財道具の処分等を行う者に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、空き家の利活用の促進を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等は、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家財道具 居住部分に供されていた家財道具をいい、店舗併用住宅においては店舗部分に供されていた家財道具を除くものとする。
- (2) 親族 3親等内の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に存する空き家の家財道具の処分等（以下「補助対象事業」という。）を行う者で、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 空き家の所有者若しくはその配偶者又はその親族であること。
- (2) 補助対象者に飯綱町が賦課する税及び料金に滞納がないこと。
- (3) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、第三者（親族以外の者をいう。以下同じ。）に対する賃貸借又は売買を目的として当該空き家を飯綱町空き家・空き地バンクへ登録すること。ただし、当該3年を迎える日までに第三者と賃貸借又は売買の契約を締結することとなった場合はこの限りではない。
- (5) 当該空き家に対し、過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) ごみの収集・運搬料金
- (3) 廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費
- (4) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (5) 空き家内外の清掃費

(6) その他適当と認められる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は20万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 家財道具処分費等の見積書の写し
- (3) 空き家内に残置する家財道具の写真
- (4) 店舗併用住宅の場合は、居住面積が明らかになる平面図又は面積計算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 補助金の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業の中止又は廃止を承認した場合は、飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具の処分等に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

- (2) 家財道具処分前後の室内等の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、飯綱町空き家家財道具等処分費等支援補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 事業を承認なく変更、中止、又は廃止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

飯網町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

飯網町空き家財道具処分費等支援補助金交付申請書

年度飯網町空き家財道具処分費等支援補助金の交付を受けたいので、飯網町空き家財道具処分費等支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

所有者住所			
所有者氏名			
申請者との続柄			
空き家所在地	用途	<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅	
見積金額	円 (消費税含む)		
実施予定期間	年 月 日～		年 月 日
家財道具の処分後の 空き家の利用方法	<input type="checkbox"/> 売却		<input type="checkbox"/> 賃貸
添付書類			
(1) 誓約書兼同意書 (様式第2号)			
(2) 家財道具処分費等の見積書の写し			
(3) 空き家内に残置する家財道具の写真			
(4) 店舗併用住宅の場合は、居住面積が明らかになる平面図又は面積計算書			
(5) その他町長が必要と認める書類			

誓約書 兼 同意書

私は、飯網町空き家財道具処分費等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに次のことについて誓約及び同意します。

- （1） 補助金を受けた日から起算して3年間は、第三者（親族以外の者をいう。）に対する貸借又は売買を目的として、当該空き家を飯網町空き家・空き地バンクへ登録することを誓約します。
- （2） 飯網町が賦課する税及び料金に滞納はありません。また、このことについて飯網町の各担当者に当該納付状況を確認することに同意します。
- （3） 飯網町暴力団排除条例（平成23年飯網町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- （4） 要綱第13条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

【参考】

（補助金の返還）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- （1） 事業を承認なく変更、中止、又は廃止したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

番号
年 月 日

様

飯綱町長

飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました飯綱町空き家家財道具処分費等支援補助金
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

印

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金について、下記のとおり事業を変更したいので、飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

変更項目	変更前	変更後
変更理由		

様

飯網町長

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額	_____	円
	(変更前)	円)

年 月 日

飯網町長 様

交付決定者

住 所

氏 名

印

電話番号

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

様式第7号（第9条関係）

番号
年 月 日

様

飯網町長

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金の
事業中止（廃止）について、承認することに決定したので通知します。

年 月 日

飯網町長 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

印

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 家財道具の処分等に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- 2 家財道具処分前後の室内等の写真
- 3 その他町長が必要と認める書類

番号
年 月 日

様

飯網町長

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金について、下記のとおり補助金交付額が確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

住 所

氏 名

電話番号

印

飯網町空き家家財道具処分費等支援補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のあった飯網町空き家家財道具
処分費等支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			